【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年１月20日
【計算期間】	第22特定期間(自　平成26年4月22日　至　平成26年10月20日)
【ファンド名】	ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　中村　英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　　三木谷　正直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

（１） 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主としてルーミス米国投資適格債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、米国の米ドル建て公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

＜ファンドの特色＞

1 米国の米ドル建て公社債（主として社債）を主要投資対象とします。

2 取得時においてＢＢＢ－（Ｂａａ３）格以上の格付けを有する公社債に投資を行うとともに、ファンド全体の加重平均格付けをＡ－（Ａ３）格以上に維持します。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー（以下「ルーミス・セイレス社」と称する場合があります。）が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

5 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

※ 原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 ●追加型	国内 ●海外 内外	株式 ●債券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海　　外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債　　券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） ●年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 ●北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり ●なし

※１　当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債」です。
※２「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

平成15年10月31日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年１月４日	投資信託振替制度へ移行
平成19年７月１日	ファンドの名称を「米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］（DKA/LOOMIS）」から「ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

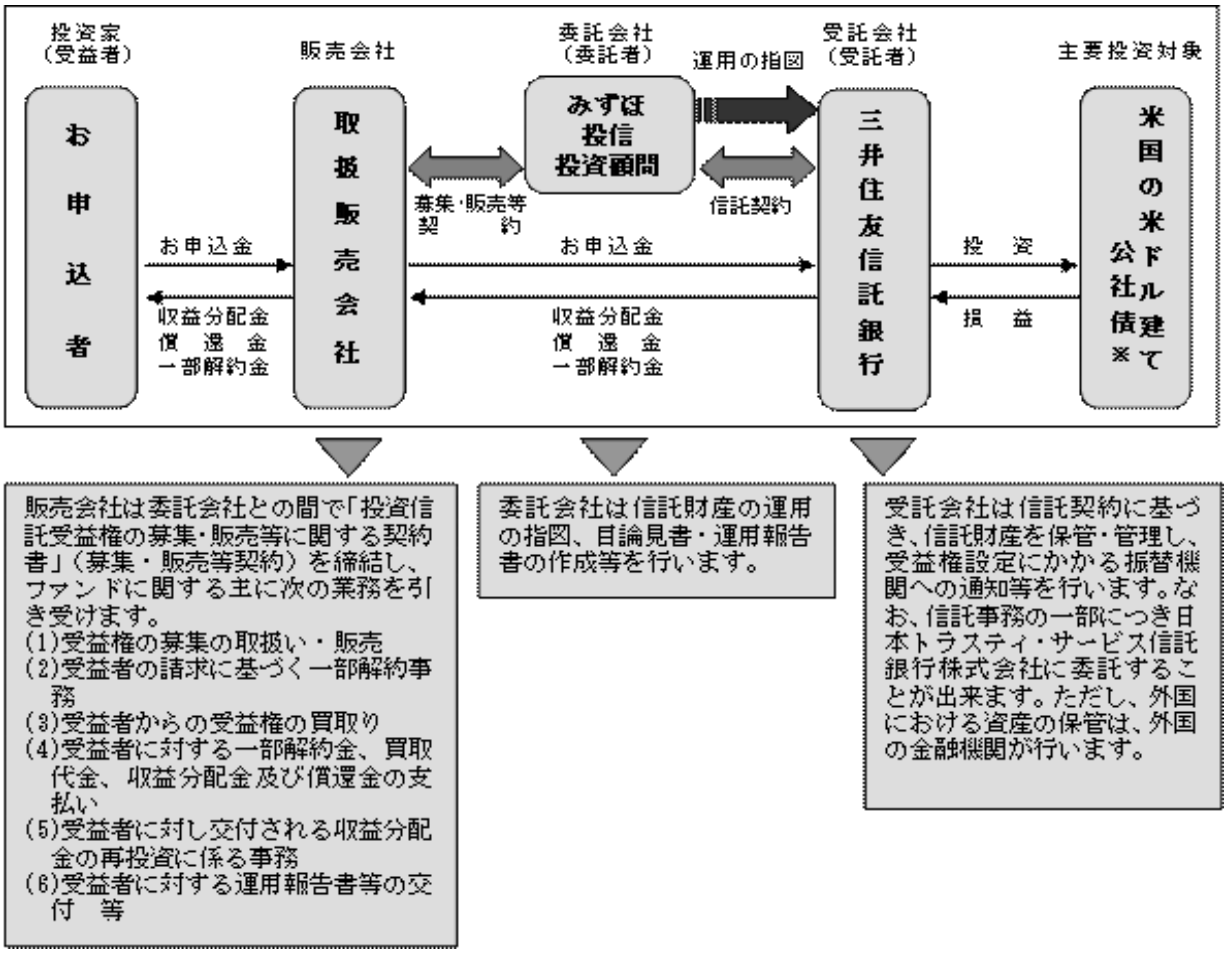

※ 主要投資対象である米国の米ドル建て公社債には、主として、ルーミス米国投資適格債券マザーファンドを通じて投資を行います。
※ 委託会社は、マザーファンドについて、ルーミス・セイレス社に、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

ルーミス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔ルーミス米国投資適格債券マザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

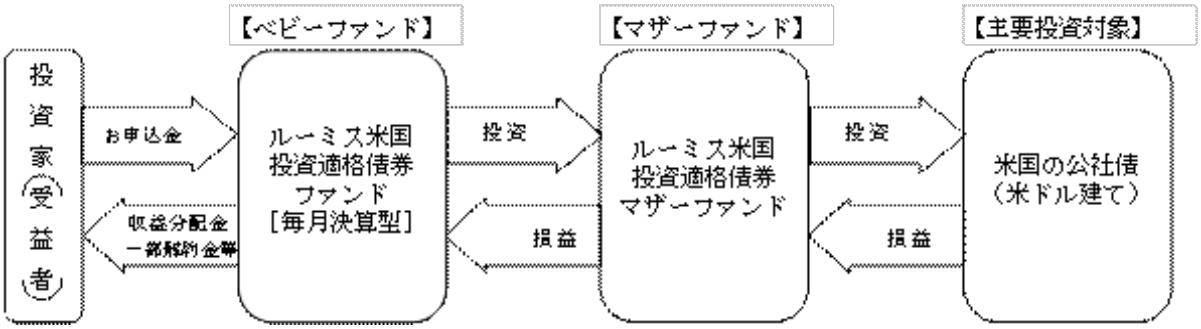

※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1．資本金の額　20億4,560万円(平成26年10月末日現在)

2．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成26年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

（1） 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

１．主要投資対象

ルーミス米国投資適格債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

２．投資態度

ａ．主として米国の米ドル建て公社債を主要投資対象とするルーミス米国投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ｂ．運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

ｉ．主として米国の発行体が発行する米ドル建ての社債、国債、政府機関債等の公社債に分散投資を行い、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

※　米国以外の政府・企業ならびに国際機関等が発行する米ドル建て公社債にも投資を行うことがあります。

ii．公社債への投資にあたっては、社債を中心に投資を行うことを基本としますが、経済環境ならびに市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への実質投資割合※を信託財産の純資産総額の原則50%を上限に高めることがあります。

※　「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

iii．投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてBBB格相当(スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB－格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるBaa3格)以上の格付けを得ている公社債(以下「投資適格債」といいます。)に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付け※をA格相当(スタンダード・アンド・プアーズ社によるA－格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるA3格)以上とすることを基本とします。

※　「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

iv．組入れた投資適格債について、取得後、格付けの低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくはマザーファンドにおける約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたルーミス・セイレス社の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。

ｖ．政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

vi．公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

vii．マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。

ｃ．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

ｄ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ｅ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜参考＞公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ

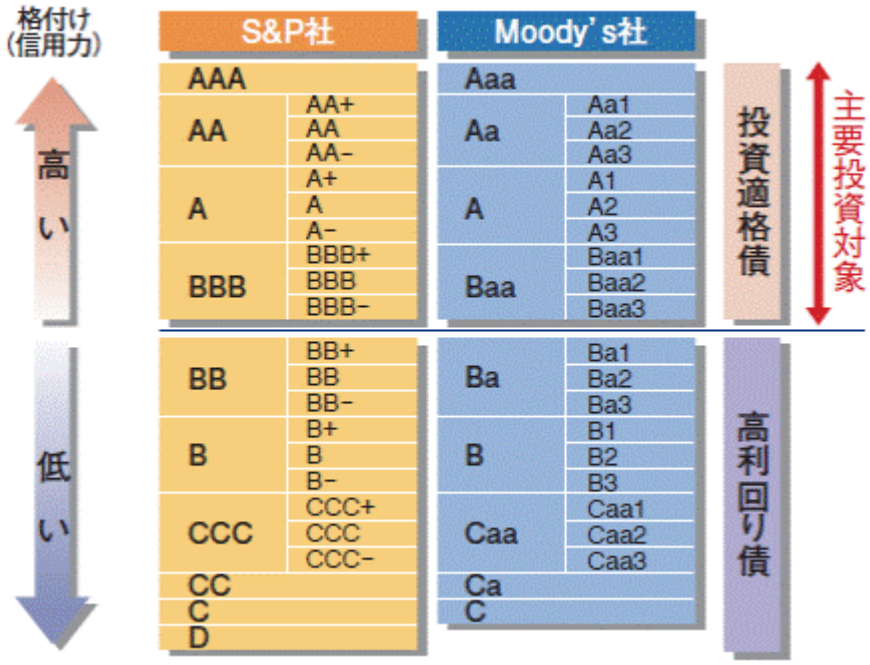

＜公社債の格付けとは？＞

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)社など）によって格付けが行われています。S&P社の場合、「ＡＡ」から「ＣＣＣ」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

＜投資適格債とは？＞

投資適格債とは、一般に、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、"債務を履行する能力が十分ある"と評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ、「ＢＢＢ－」格以上、「Ｂａａ３」格以上の公社債がこれに該当します。

③　ファンドの投資プロセス

１．当ファンドは、主としてルーミス米国投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を通じ、公社債等への運用を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けたルーミス・セイレス社が、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。

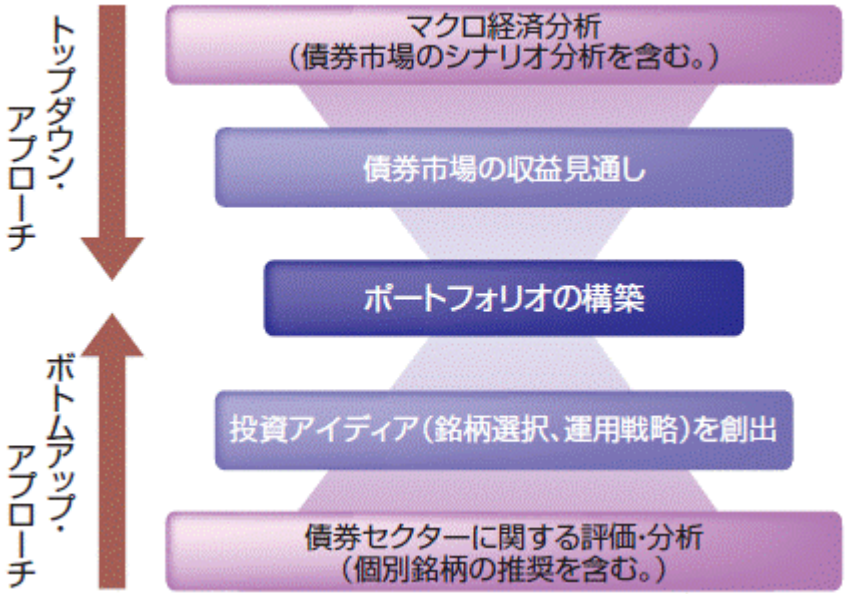

a．マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。

b．投資適格債、高利回り債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デュレーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイディア（銘柄選択、運用戦略）を創出します。

c．投資アイディアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針を決定し、ポートフォリオを構築します。

（ご参考）銘柄選択の方針

ルーミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2．円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（2） 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

a．有価証券

b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形(ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたルーミス米国投資適格債券マザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人が発行する債券

４．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。)

５．特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。)

６．転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

７．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．～７．の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)

10．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)

11．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16．外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、１．から５．までの証券および８．の証券または証書のうち１．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、６．の証券および８．の証券または証書のうち６．の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、９．の証券および10．の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

（３）　【運用体制】

①　意思決定プロセス

委託会社は、「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」の信託財産の運用に関し、円の余資運用の指図を除く信託財産の運用の指図権限をルーミス・セイレス社（投資顧問会社）に委託しておりますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理につきましては、ファンド設定者である委託会社がマザーファンドへの出資額の決定及び出資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの出資比率は、高位を維持するものとします。

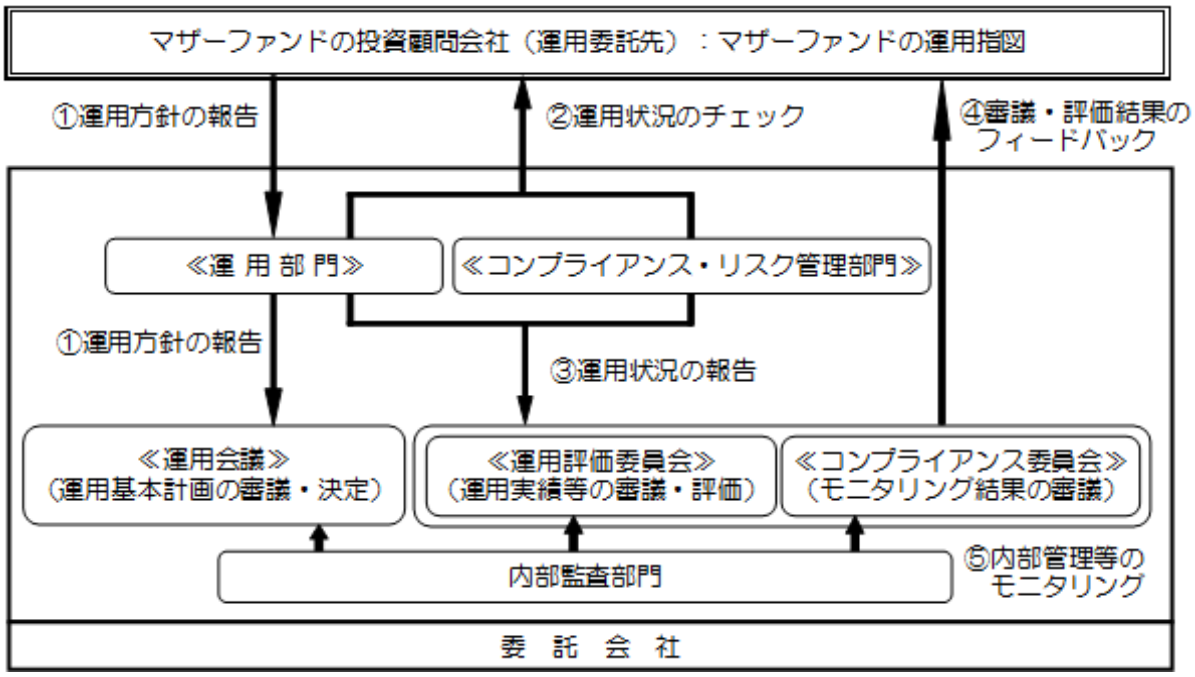

１．ルーミス・セイレス社（マザーファンドの投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、マザーファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。

２．委託会社の運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。

３．運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、２.の結果を踏まえて「運用評価委員会」、「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。

４．「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用状況のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。

５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成26年12月末現在３名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※　なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

［ルーミス・セイレス社の運用体制］

当ファンドが主要投資対象とするルーミス米国投資適格債券マザーファンドにおいて、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受け、ルーミス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図についての意思決定を行います。

＜ルーミス・セイレス社における債券の運用体制＞

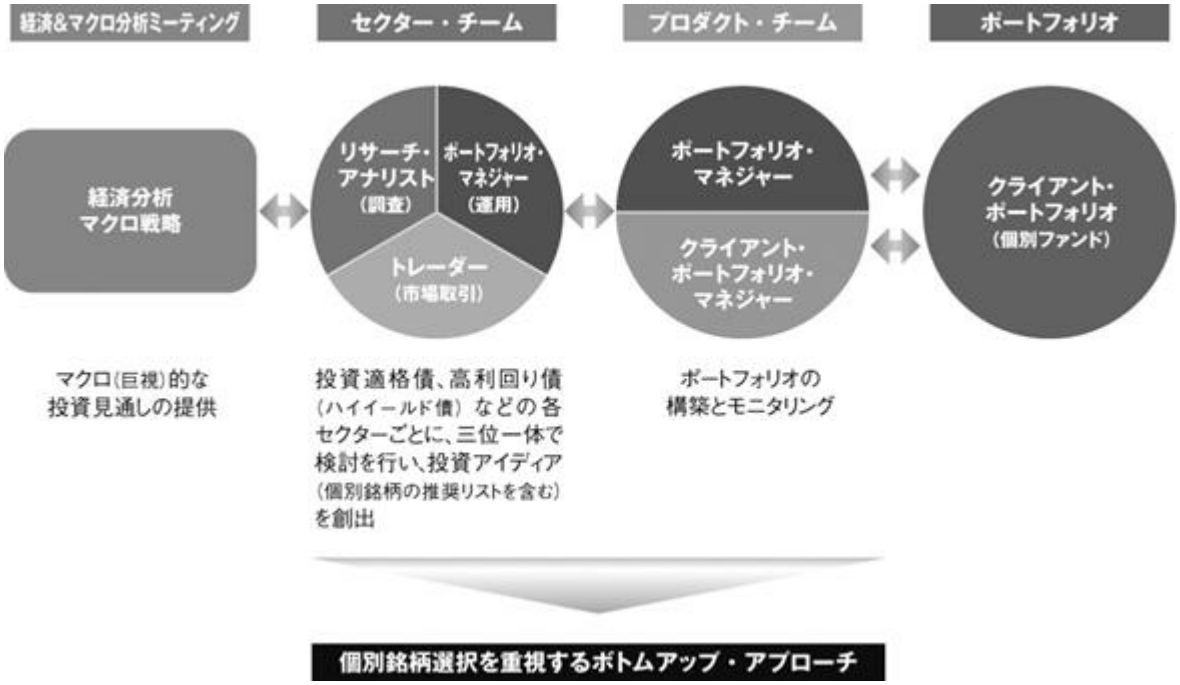

ルーミス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルーミス・セイレス社の内部監査委員会（2014年９月末現在５名）が中心となって、業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※　なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

（ご参考）ルーミス・セイレス社の概要

ルーミス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大手機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、総運用資産は約2,232億米ドル(2014年９月末現在)です。

ルーミス・セイレス社においては、債券運用がその業務の中核にあり、総運用資産の約90%を占めます。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中核とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社に次いで全米で２番目に古い独自の格付けシステム(「レッド・ブック」)を有し、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

（４） 【分配方針】

① 収益分配方針

第３期以降の毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

２．分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

３．売買益(評価益を含みます。)については、原則として毎年６月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。

４．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

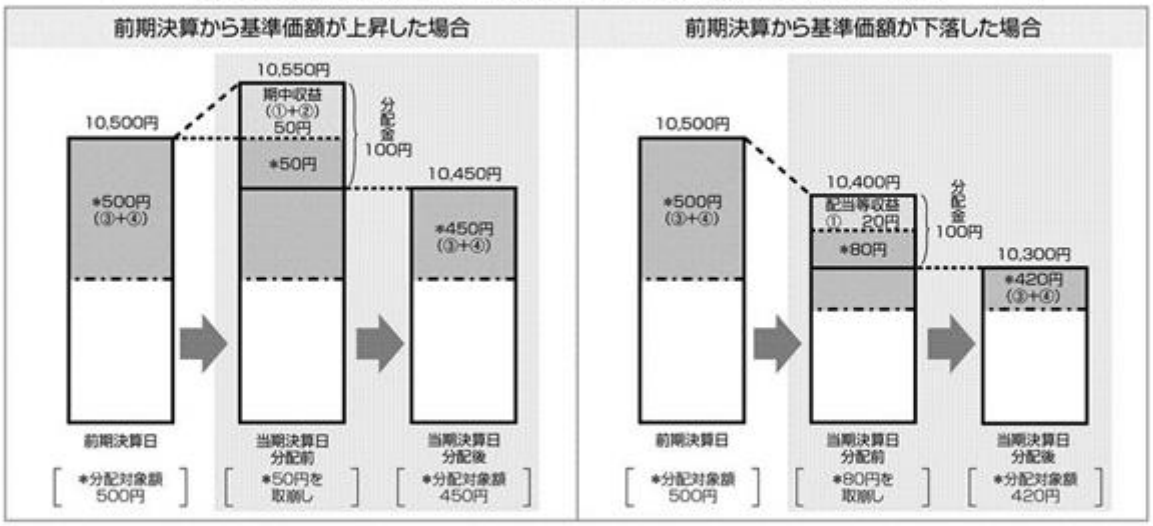

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。
収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

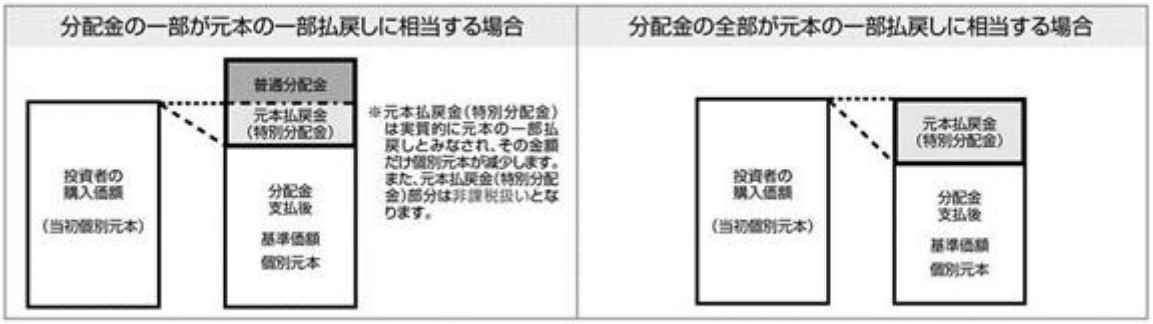

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(特別分配金)

（５）　【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

①　株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第22条、第24条および第25条)

１．委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約

権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得するものに限り行うことができるものとします。

２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第26条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第33条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第34条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 有価証券先物取引等(約款第27条)

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象③　１．から４．に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、１．２．３．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

a．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

b．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ１．２．３．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ １．から４．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ １．から４．に掲げる金融商品で運用されている額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ １．から４．に掲げる金融商品で運用されている額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ １．から４．に掲げる金融商品で運用されている額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ１．２．３．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑦　スワップ取引(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少し

て、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧　金利先渡取引および為替先渡取引(約款第29条)

1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4．前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価評価とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ

対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6．前記5. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨　有価証券の貸付(約款第30条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2．前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩　公社債の空売り(約款第31条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2．前記１．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪　公社債の借入れ(約款第32条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

２．前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑫　資金の借入れ(約款第41条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬　デリバティブ取引等(約款第26条の２)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

b．法令で定める投資制限

①　デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

②　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の

50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞ルーミス米国投資適格債券マザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建て公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

主として米国の米ドル建て公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1．主として米国の発行体が発行する米ドル建ての社債、国債、政府機関債等の公社債に分散投資を行い、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

なお、公社債への投資にあたっては、社債を中心に投資を行うことを基本としますが、経済環境ならびに市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を信託財産の純資産総額の原則50%を上限に高めることがあります。

2．投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてBBB格相当(スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB－格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるBaa３格)以上の格付けを得ている公社債に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA格相当(スタンダード・アンド・プアーズ社によるA－格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるA３格)以上とすることを基本とします。

3．組入れた投資適格債について、取得後、格付けの低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくは約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたルーミス・セイレス社の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。

4．政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

5．公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

6．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

7．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

8．運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。

③ 主な投資制限

1．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

2．投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

3．同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

4．外貨建資産への投資には、制限を設けません。

5．有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主としてルーミス米国投資適格債券マザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

①　金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

②　為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③　信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、組入れた公社債について、取得後、格付けの低下によってBBB－格もしくはBaa3格以上でなくなった場合は、委託会社もしくはルーミス・セイレス社の判断により実質投資割合において信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。

④　流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場

実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤　カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」において、委託会社より円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたルーミス・セイレス社は、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポーティングを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で四半期ごとに、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクォンツ・リサーチ・グループを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

みずほ投信投資顧問においては、ルーミス・セイレス社からのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理します。コンプライアンス・リスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてルーミス・セイレス社への注意・勧告などを行います。

※　上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2009年11月～2014年10月）

◆ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。（以下同じ。）
年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

◆ 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

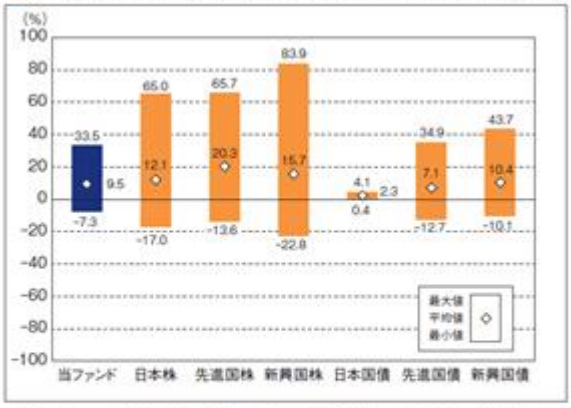

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2009年11月～2014年10月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。
当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

＊各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）
※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4　【手数料等及び税金】

（1）　【申込手数料】

①　申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た金額とし、平成27年１月20日現在における手数料率の上限は2.7%(税抜 2.5%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

②　申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③　「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④　販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

⑤　販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞
商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

（２）　【換金（解約）手数料】
ありません。

（３）　【信託報酬等】

①　信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.458%(税抜 1.35%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、販売会社毎に販売した純資産総額(残高)に応じて、以下の通りとなります。

各販売会社の 純資産残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.75%	0.55%	0.05%
500億円超700億円 以下の部分	0.725%	0.575%	0.05%
700億円超1,000億円 以下の部分	0.7%	0.6%	0.05%
1,000億円超1,500億円 以下の部分	0.675%	0.625%	0.05%
1,500億円超の部分	0.65%	0.65%	0.05%

※　ルーミス・セイレス社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、計算期間を通じて毎日、「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」の信託財産の純資産総額に、年0.45%の率を乗じて計算される金額を、原則としてマザーファンドにおける当ファンドの出資比率に応じ按分した額とし、「ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］」の委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。ただし、当ファンドの販売会社毎の純資産残高が500億円を超えた場合、当ファンドにかかる当該販売会社の純資産残高に応じ、下記に定める率を当該販売会社毎の純資産残高の該当部分に乗じて得た額を、上記で定めた投資顧問報酬の額から各々減額するものとします。

販売会社毎の 純資産残高	500億円超 700億円以下の部分	700億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超 1,500億円以下の部分	1,500億円超の部分
投資顧問報酬を減額する額	500億円超700億円以下の部分に年0.025%の率を乗じて得た額	700億円超1,000億円以下の部分に年0.050%の率を乗じて得た額	1,000億円超1,500億円以下の部分に年0.075%の率を乗じて得た額	1,500億円超の部分に年0.10%の率を乗じて得た額

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４） 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

＜主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容＞

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

（５） 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

＊ 平成28年１月１日から、上記の損益通算および３年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	－	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年１月１日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	－	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③　収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

③　収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　上記の内容は平成26年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。
※　課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
※　買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

（１） 【投資状況】（平成26年10月31日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	9,257,026,120	99.72
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	25,208,022	0.27
合　計（純資産総額）		―	9,282,234,142	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	アメリカ	3,248,079,106	35.08
	社債券	アメリカ	4,904,861,418	52.98
		ベルギー	166,950,611	1.80
		オランダ	158,499,153	1.71
		カナダ	156,065,087	1.68
		アイルランド	84,290,360	0.91
		スペイン	45,520,602	0.49
		ルクセンブルグ	42,232,575	0.45
		イギリス	27,426,626	0.29
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	423,199,225	4.57
合　計（純資産総額）		―	9,257,124,763	100.00

（２） 【投資資産】(平成26年10月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量(口数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	ルーミス米国投資適格債券マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	5,168,346,893	1.7593	9,092,672,688	1.7911	9,257,026,120	99.72

（参考）ルーミス米国投資適格債券マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	数量(券面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	11.250	2015年2月15日	8,750,000	11,327.79	991,182,053	11,287.64	987,669,073	10.66
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	0.375	2016年3月31日	5,980,000	10,953.64	655,028,095	10,948.52	654,721,601	7.07
3	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	4.500	2036年2月15日	3,985,000	14,033.10	559,219,258	13,908.38	554,249,328	5.98
4	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	0.625	2017年5月31日	4,190,000	10,919.47	457,526,141	10,895.56	456,523,972	4.93

5	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	3.750	2043年11月15日	2,590,000	12,627.06	327,040,894	12,457.92	322,660,289	3.48
6	REYNOLDS AMERICAN	社債券	アメリカ	7.250	2037年6月15日	1,485,000	14,126.79	209,782,949	14,022.08	208,227,965	2.24
7	CALENERGY CO INC	社債券	アメリカ	8.480	2028年9月15日	1,290,000	16,060.34	207,178,459	15,953.52	205,800,499	2.22
8	PSEG POWER	社債券	アメリカ	8.625	2031年4月15日	1,290,000	15,897.06	205,072,082	15,788.40	203,670,411	2.20
9	CONAGRA INC	社債券	アメリカ	8.250	2030年9月15日	1,275,000	16,003.86	204,049,237	15,647.64	199,507,531	2.15
10	DUKE CAPITAL	社債券	アメリカ	8.000	2019年10月1日	1,453,000	13,651.33	198,353,883	13,577.66	197,283,442	2.13
11	VALERO ENERGY	社債券	アメリカ	6.625	2037年6月15日	1,450,000	13,418.64	194,570,311	13,520.98	196,054,273	2.11
12	EQUIFAX INC	社債券	アメリカ	7.000	2037年7月1日	1,315,000	14,285.68	187,856,777	14,258.29	187,496,530	2.02
13	DELHAIZE AMERICA	社債券	ベルギー	6.500	2017年6月15日	1,363,000	12,284.02	167,431,249	12,248.76	166,950,611	1.80
14	FORD MOTOR CREDIT	社債券	アメリカ	8.000	2016年12月15日	1,330,000	12,443.43	165,497,734	12,381.66	164,676,099	1.77
15	ARROW ELECTRONIC	社債券	アメリカ	6.875	2018年6月1日	1,275,000	12,644.29	161,214,734	12,564.35	160,195,561	1.73
16	AT&T BROADBAND	社債券	アメリカ	9.455	2022年11月15日	1,000,000	15,801.46	158,014,636	15,768.46	157,684,659	1.70
17	BEAR STEARNS CO	社債券	アメリカ	5.300	2015年10月30日	1,360,000	11,412.47	155,209,617	11,393.33	154,949,387	1.67
18	MERRILL LYNCH	社債券	アメリカ	6.400	2017年8月28日	1,255,000	12,376.48	155,324,919	12,312.15	154,517,561	1.66
19	GATX CORP	社債券	アメリカ	4.750	2015年5月15日	1,160,000	11,177.97	129,664,493	11,163.30	129,494,319	1.39
20	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	0.750	2017年6月30日	1,170,000	10,947.66	128,087,709	10,921.18	127,777,885	1.38
21	TOYOTA MOTOR CREDIT	社債券	アメリカ	1.750	2017年5月22日	1,145,000	11,154.86	127,723,224	11,107.85	127,184,889	1.37
22	NEWS AMERICA INC	社債券	アメリカ	6.150	2037年3月1日	865,000	13,447.63	116,322,058	13,255.63	114,661,269	1.23
23	ENERGY TRAN PTNR	社債券	アメリカ	6.050	2041年6月1日	915,000	12,100.82	110,722,569	12,271.48	112,284,078	1.21
24	AMERICAN TOWER	社債券	アメリカ	4.625	2015年4月1日	950,000	11,125.92	105,696,292	11,111.55	105,559,803	1.14
25	GEN ELEC CAP	社債券	アメリカ	2.250	2015年11月9日	940,000	11,148.36	104,794,676	11,134.78	104,666,951	1.13
26	ROWAN COMPANIES	社債券	アメリカ	5.000	2017年9月1日	885,000	11,809.81	104,516,857	11,794.81	104,384,094	1.12
27	RPM INTL INC	社債券	アメリカ	6.125	2019年10月15日	810,000	12,629.13	102,296,020	12,537.76	101,555,907	1.09
28	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	1.500	2019年1月31日	920,000	11,021.98	101,402,257	10,964.75	100,875,717	1.08
29	INTL LEASE FINANCE	社債券	アメリカ	5.750	2016年5月15日	850,000	11,426.03	97,121,255	11,426.03	97,121,255	1.04
30	MORGAN STANLEY	社債券	アメリカ	5.750	2021年1月25日	735,000	12,645.17	92,942,006	12,550.04	92,242,832	0.99

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.72
合　計		99.72

（参考）ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

国内／外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	35.08
	社債券	60.34
合　計		95.42

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３） 【運用実績】
① 【純資産の推移】
平成26年10月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間	平成17年4月20日	81,578	81,879	0.9486	0.9521
第4特定期間	平成17年10月20日	100,241	100,641	1.0022	1.0062
第5特定期間	平成18年4月20日	100,393	100,801	0.9853	0.9893
第6特定期間	平成18年10月20日	108,424	108,913	0.9972	1.0017
第7特定期間	平成19年4月20日	105,894	106,370	1.0010	1.0055
第8特定期間	平成19年10月22日	94,393	94,835	0.9596	0.9641
第9特定期間	平成20年4月21日	64,843	65,186	0.8512	0.8557
第10特定期間	平成20年10月20日	39,342	39,602	0.6807	0.6852
第11特定期間	平成21年4月20日	34,200	34,422	0.6946	0.6991
第12特定期間	平成21年10月20日	29,917	30,107	0.7104	0.7149
第13特定期間	平成22年4月20日	24,168	24,319	0.7228	0.7273
第14特定期間	平成22年10月20日	17,193	17,312	0.6537	0.6582
第15特定期間	平成23年4月20日	14,539	14,642	0.6371	0.6416
第16特定期間	平成23年10月20日	11,470	11,559	0.5832	0.5877
第17特定期間	平成24年4月20日	10,788	10,840	0.6207	0.6237
第18特定期間	平成24年10月22日	9,711	9,758	0.6158	0.6188
第19特定期間	平成25年4月22日	10,916	10,959	0.7641	0.7671
第20特定期間	平成25年10月21日	9,738	9,780	0.7114	0.7144
第21特定期間	平成26年4月21日	9,594	9,633	0.7457	0.7487
第22特定期間	平成26年10月20日	9,152	9,187	0.7811	0.7841
	平成25年10月末日	9,780	—	0.7176	—
	平成25年11月末日	9,954	—	0.7400	—
	平成25年12月末日	9,985	—	0.7545	—
	平成26年1月末日	9,823	—	0.7462	—
	平成26年2月末日	9,737	—	0.7421	—
	平成26年3月末日	9,680	—	0.7472	—
	平成26年4月末日	9,559	—	0.7469	—
	平成26年5月末日	9,380	—	0.7461	—

	平成26年6月末日	9,126	―	0.7404	―
	平成26年7月末日	8,962	―	0.7484	―
	平成26年8月末日	9,017	―	0.7601	―
	平成26年9月末日	9,290	―	0.7917	―
	平成26年10月31日	9,282	―	0.7948	―

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0230
第5特定期間	0.0240
第6特定期間	0.0270
第7特定期間	0.0270
第8特定期間	0.0270
第9特定期間	0.0270
第10特定期間	0.0270
第11特定期間	0.0270
第12特定期間	0.0270
第13特定期間	0.0270
第14特定期間	0.0270
第15特定期間	0.0270
第16特定期間	0.0270
第17特定期間	0.0195
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0180

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第3特定期間	△1.21
第4特定期間	8.08
第5特定期間	0.71
第6特定期間	3.95
第7特定期間	3.09
第8特定期間	△1.44
第9特定期間	△8.48

第10特定期間	△16.86
第11特定期間	6.01
第12特定期間	6.16
第13特定期間	5.55
第14特定期間	△5.82
第15特定期間	1.59
第16特定期間	△4.22
第17特定期間	9.77
第18特定期間	2.11
第19特定期間	27.01
第20特定期間	△4.54
第21特定期間	7.35
第22特定期間	7.16

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。
（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（４）　【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第3特定期間	29,857,075,115	1,747,352,051	85,999,092,653
第4特定期間	20,425,370,746	6,406,226,503	100,018,236,896
第5特定期間	13,580,074,513	11,703,709,318	101,894,602,091
第6特定期間	15,625,899,366	8,788,772,257	108,731,729,200
第7特定期間	6,923,194,199	9,865,918,456	105,789,004,943
第8特定期間	2,522,735,849	9,940,216,369	98,371,524,423
第9特定期間	1,168,008,473	23,362,888,691	76,176,644,205
第10特定期間	957,464,811	19,334,356,264	57,799,752,752
第11特定期間	315,003,146	8,876,012,777	49,238,743,121
第12特定期間	291,260,892	7,417,270,428	42,112,733,585
第13特定期間	274,237,825	8,947,591,970	33,439,379,440
第14特定期間	200,333,650	7,336,109,814	26,303,603,276
第15特定期間	129,809,296	3,613,831,632	22,819,580,940
第16特定期間	361,100,532	3,511,915,525	19,668,765,947
第17特定期間	371,022,097	2,657,297,419	17,382,490,625
第18特定期間	264,122,483	1,876,060,741	15,770,552,367
第19特定期間	74,123,001	1,557,695,294	14,286,980,074
第20特定期間	101,187,167	698,376,680	13,689,790,561
第21特定期間	48,596,860	871,319,554	12,867,067,867
第22特定期間	96,712,923	1,246,558,664	11,717,222,126

＜参考情報＞

（2014 年 10 月 31 日現在）

基準価額・純資産の推移

（1 万口当たり）

基準価額	7,948 円

純資産総額	92.82 億円

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

（1 万口当たり、税引前）

2014年10月	30 円
2014年 9 月	30 円
2014年 8 月	30 円
2014年 7 月	30 円
2014年 6 月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	5,095 円

設定来：2003年10月31日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

＜資産の組入比率＞

資産の種類	国内／外国	比率（%）
債券	外国	95.2
現金・預金・その他の資産		4.8
合計		100.0

＜公社債の格付け別組入比率＞

格付け	比率（%）
ＡＡＡ	35.0
ＡＡ	2.5
Ａ	11.2
ＢＢＢ	42.5
ＢＢ以下	4.0
無格付け	0.0

※格付けはS&P社、Moody's社のうち、高い方の格付けを採用しています。
（表記方法はS&P社に準拠）

＜公社債の種類別組入比率＞

種類（種別）	比率（%）
社債券	60.2
国債証券	35.0

＜組入上位10銘柄＞　組入銘柄数89銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国／地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	11.250	2015年 2 月15日	10.6
2	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	0.375	2016年 3 月31日	7.1
3	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	4.500	2036年 2 月15日	6.0
4	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	0.625	2017年 5 月31日	4.9
5	米国国債	国債証券	アメリカ	米ドル	3.750	2043年11月15日	3.5
6	レイノルズ・アメリカン	社債券	アメリカ	米ドル	7.250	2037年 6 月15日	2.2
7	カル・エナジー	社債券	アメリカ	米ドル	8.480	2028年 9 月15日	2.2
8	PSEG パワー	社債券	アメリカ	米ドル	8.625	2031年 4 月15日	2.2
9	コナグラ・フーズ	社債券	アメリカ	米ドル	8.250	2030年 9 月15日	2.1
10	デューク キャピタル	社債券	アメリカ	米ドル	8.000	2019年10月 1 日	2.1

年間収益率の推移（暦年ベース）

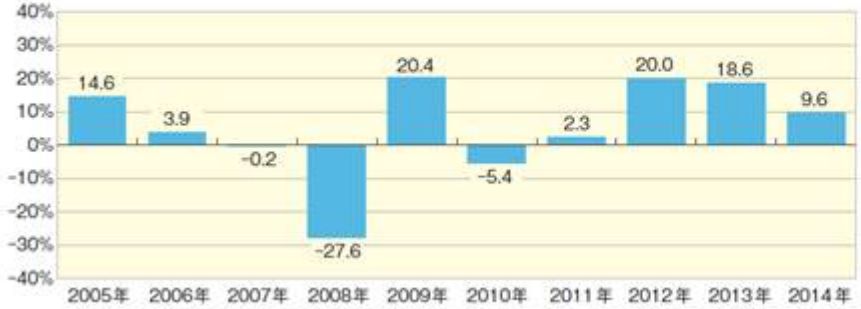

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2014年は1月から10月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業

日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

３　【資産管理等の概要】

（１）　【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公　社　債　等　：計算日※における以下のいずれかの価額

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

②　当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（２）　【保管】

該当事項はありません。

（３）　【信託期間】

平成15年10月31日から無期限とします。

（４）　【計算期間】

原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第１計算期間は平成15年10月31日から平成15年11月20日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）　【その他】

①　信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１．に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更　４.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約の契約期間は、当該マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、運用委託契約のいずれの当事者も、３ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、４月と10月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.mizuho-am.co.jp/

４　【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。償還金の支払いは原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して５営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３　【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１　【財務諸表】

【ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］】

（１）　【貸借対照表】

（単位：円）

区　分	前期特定期間 （平成26年4月21日現在）	当期特定期間 （平成26年10月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,036,460	111,287,284
親投資信託受益証券	9,537,311,224	9,092,672,688
未収利息	91	91
流動資産合計	9,648,347,775	9,203,960,063
資産合計	9,648,347,775	9,203,960,063
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,601,203	35,151,666
未払解約金	2,769,760	6,230,971
未払受託者報酬	452,017	382,281
未払委託者報酬	11,752,427	9,939,320
その他未払費用	45,190	38,221
流動負債合計	53,620,597	51,742,459
負債合計	53,620,597	51,742,459
純資産の部		
元本等		
元本	12,867,067,867	11,717,222,126

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,272,340,689	△2,565,004,522
元本等合計	9,594,727,178	9,152,217,604
純資産合計	9,594,727,178	9,152,217,604
負債純資産合計	9,648,347,775	9,203,960,063

（２）　【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区　分	前期特定期間 （自　平成25年10月22日 至　平成26年4月21日）	当期特定期間 （自　平成26年4月22日 至　平成26年10月20日）
営業収益		
受取利息	10,026	6,627
有価証券売買等損益	769,854,247	705,361,464
営業収益合計	769,864,273	705,368,091
営業費用		
受託者報酬	2,572,479	2,482,504
委託者報酬	66,884,394	64,545,108
その他費用	257,190	248,190
営業費用合計	69,714,063	67,275,802
営業利益又は営業損失（△）	700,150,210	638,092,289
経常利益又は経常損失（△）	700,150,210	638,092,289
当期純利益又は当期純損失（△）	700,150,210	638,092,289
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,365,604	3,779,931
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,950,813,068	△3,272,340,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	234,356,364	313,548,721
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	234,356,364	313,548,721
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,585,925	22,053,275
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,585,925	22,053,275
分配金	237,082,666	218,471,637
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,272,340,689	△2,565,004,522

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期特定期間 （自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２ 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	前期特定期間 （平成26年4月21日現在）	当期特定期間 （平成26年10月20日現在）
１　特定期間末日の受益権総口数	12,867,067,867口	11,717,222,126口
２　元本の欠損金額	純資産額は元本を3,272,340,689円下回っております。	純資産額は元本を2,565,004,522円下回っております。
３　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	0.7457 円 (7,457 円)	0.7811 円 (7,811 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 （自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日）	当期特定期間 （自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
(単位:円)	(単位:円)
１ 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額　21,840,520 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	１ 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額　20,586,133 （注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
２ 分配金の計算過程	２ 分配金の計算過程

第121期計算期間（平成25年10月22日から平成25年11月20日）末に、費用控除後の配当等収益（39,173,322円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（222,007,580円）、分配準備積立金（13,405,665円）より、分配対象収益は274,586,567円（１万口当たり202円）であり、うち40,731,597円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第122期計算期間（平成25年11月21日から平成25年12月20日）末に、費用控除後の配当等収益（45,021,558円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（216,876,336円）、分配準備積立金（11,561,649円）より、分配対象収益は273,459,543円（１万口当たり206円）であり、うち39,784,343円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第123期計算期間（平成25年12月21日から平成26年1月20日）末に、費用控除後の配当等収益（37,834,433円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（215,529,849円）、分配準備積立金（16,674,699円）より、分配対象収益は270,038,981円（１万口当たり204円）であり、うち39,530,960円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第124期計算期間（平成26年1月21日から平成26年2月20日）末に、費用控除後の配当等収益（29,115,477円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（214,874,440円）、分配準備積立金（14,923,645円）より、分配対象収益は258,913,562円（１万口当たり197円）であり、うち39,407,726円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第125期計算期間（平成26年2月21日から平成26年3月20日）末に、費用控除後の配当等収益（26,703,277円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（212,802,850円）、分配準備積立金（4,585,087円）より、分配対象収益は244,091,214円（１万口当たり187円）であり、うち39,026,837円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第126期計算期間（平成26年3月21日から平成26年4月21日）末に、費用控除後の配当等収益（38,737,068円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（201,484,952円）、分配準備積立金（1,352,208円）より、分配対象収益は241,574,228円（１万口当たり187円）であり、うち38,601,203円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第127期計算期間（平成26年4月22日から平成26年5月20日）末に、費用控除後の配当等収益（26,921,699円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（198,877,587円）、分配準備積立金（1,467,936円）より、分配対象収益は227,267,222円（１万口当たり178円）であり、うち38,100,158円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第128期計算期間（平成26年5月21日から平成26年6月20日）末に、費用控除後の配当等収益（27,783,509円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（184,972,451円）、分配準備積立金（440,393円）より、分配対象収益は213,196,353円（１万口当たり171円）であり、うち37,342,892円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第129期計算期間（平成26年6月21日から平成26年7月22日）末に、費用控除後の配当等収益（28,154,741円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（171,933,728円）、分配準備積立金（823,530円）より、分配対象収益は200,911,999円（１万口当たり164円）であり、うち36,682,552円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第130期計算期間（平成26年7月23日から平成26年8月20日）末に、費用控除後の配当等収益（33,768,009円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（159,199,595円）、分配準備積立金（832,891円）より、分配対象収益は193,800,495円（１万口当たり162円）であり、うち35,744,356円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第131期計算期間（平成26年8月21日から平成26年9月22日）末に、費用控除後の配当等収益（39,653,666円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（155,533,455円）、分配準備積立金（1,228,746円）より、分配対象収益は196,415,867円（１万口当たり166円）であり、うち35,450,013円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

第132期計算期間（平成26年9月23日から平成26年10月20日）末に、費用控除後の配当等収益（23,472,991円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（154,380,443円）、分配準備積立金（5,357,201円）より、分配対象収益は183,210,635円（１万口当たり156円）であり、うち35,151,666円（１万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日）	当期特定期間 （自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 （平成26年4月21日現在）	当期特定期間 （平成26年10月20日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 親投資信託受益証券 同左 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	141,796,971
合計	141,796,971

当期特定期間（自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△16,538,711
合計	△16,538,711

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成25年10月22日 至 平成26年4月21日）	当期特定期間 （自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項　　目	前期特定期間 （平成26年4月21日現在）	当期特定期間 （平成26年10月20日現在）
1　期首元本額	13,689,790,561 円	12,867,067,867 円
期中追加設定元本額	48,596,860 円	96,712,923 円
期中一部解約元本額	871,319,554 円	1,246,558,664 円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］　（平成26年10月20日現在）

種類	通　貨	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	ルーミス米国投資適格債券マザーファンド	5,168,346,893	9,092,672,688	

	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	5,168,346,893 1 99.3%	9,092,672,688 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				9,092,672,688	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

ルーミス米国投資適格債券マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）　貸借対照表

(単位：円)

区　分	（平成26年10月20日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	305,042,341
コール・ローン	1,615,685
国債証券	3,198,122,876
社債券	5,497,572,096
未収利息	99,706,759
前払費用	139,766
流動資産合計	9,102,199,523
資産合計	9,102,199,523
負債の部	
流動負債	
未払金	9,380,618
流動負債合計	9,380,618
負債合計	9,380,618

純資産の部	
元本等	
元本	5,168,346,893
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,924,472,012
元本等合計	9,092,818,905
純資産合計	9,092,818,905
負債純資産合計	9,102,199,523

（2） 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別 項　　目	（平成26年10月20日現在）
1　計算期間末日の受益権総口数	5,168,346,893口
2　期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）	1.7593 円 (17,593 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成26年10月20日現在）

1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 国債証券、社債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 （2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成26年4月22日 至 平成26年10月20日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	32,719,378
社債券	68,542,938
合計	101,262,316

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目 ＼ 期別	（平成26年10月20日現在）
1　親投資信託の期首における元本額	5,859,379,016 円 （平成26年4月22日）

期中追加設定元本額	― 円
期中一部解約元本額	691,032,123 円
2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	5,168,346,893 円
ルーミス米国投資適格債券ファンド［毎月決算型］	5,168,346,893 円

（3）　附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ルーミス米国投資適格債券マザーファンド　（平成26年10月20日現在）

種類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	米・ドル	US TREASURY N/B 0.625%	4,190,000.00	4,184,435.17	
		US TREASURY N/B 1.5%	920,000.00	927,403.12	
		US TREASURY N/B 3.75%	2,590,000.00	2,991,045.31	
		US TREASURY N/B 0.375%	5,980,000.00	5,990,745.34	
		US TREASURY N/B 0.75%	1,170,000.00	1,171,462.50	
		US TREASURY N/B 11.25%	8,750,000.00	9,065,136.76	
		US TREASURY N/B 2.375%	275,000.00	279,167.92	
		US TREASURY N/B 2.5%	120,000.00	123,262.49	
		US TREASURY N/B 4.5%	3,985,000.00	5,114,498.43	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	27,980,000.00 9 35.2%	29,847,157.04 (3,198,122,876) 36.8%	
国債証券 合計				3,198,122,876 (3,198,122,876)	
社債券					
	米・ドル	AGILENT TECH INC 6.5%	1,245,000.00	1,426,521.00	
		ALCOA INC 6.15%	480,000.00	542,400.00	
		AMERICAN TOWER 4.625%	950,000.00	966,675.44	
		ANADARKO PETRO 6.375%	620,000.00	702,305.00	
		ARCELORMITTAL 6.75%	375,000.00	378,862.50	
		ARROW ELECTRONIC 6.875%	1,275,000.00	1,474,435.11	

AT&T BROADBAND 9.455%	1,000,000.00	1,445,167.70	
AVON PRODUCTS 4.6%	70,000.00	71,890.00	
BANK OF AMERICA CORP 5%	235,000.00	260,333.00	
BEAR STEARNS CO 5.3%	1,360,000.00	1,419,513.60	
BROCADE COM SYS 6.875%	160,000.00	166,800.00	
BUNGE LTD FIN CP 4.1%	530,000.00	551,351.84	
CALENERGY CO INC 8.48%	1,290,000.00	1,894,809.40	
CITIGROUP INC 4.05%	255,000.00	263,517.00	
CONAGRA INC 8.25%	1,275,000.00	1,866,190.21	
DELHAIZE AMERICA 6.5%	1,363,000.00	1,531,290.01	
DUKE CAPITAL 8.0%	1,453,000.00	1,814,101.73	
DUN & BRADSTREET 3.25%	240,000.00	248,256.00	
EMBARQ CORP 7.995%	645,000.00	699,456.44	
ENERGY TRAN PTNR 6.05%	915,000.00	1,012,644.68	
ENSCO PLC 4.5%	60,000.00	60,600.00	
ENSCO PLC 5.75%	25,000.00	26,100.25	
EQUIFAX INC 7.0%	1,315,000.00	1,718,097.47	
ERAC USA FINANCE 5.25%	365,000.00	417,311.25	
FIRSTENERGY CORP 2.75%	225,000.00	227,632.50	
FORD MOTOR CREDIT 8.0%	1,330,000.00	1,513,606.50	
FREEPORT-MCMORAN 2.375%	310,000.00	313,593.33	
GATX CORP 4.75%	1,160,000.00	1,185,883.42	
GEN ELEC CAP 2.25%	940,000.00	958,429.45	
GOLDCORP INC 2.125%	200,000.00	201,800.00	
GOLDMAN SACHS 5.75%	170,000.00	196,163.00	
GOLDMAN SACHS 6.75%	610,000.00	746,518.00	
GOLDMAN SACHS 7.5%	200,000.00	239,550.00	
HEWLETT-PACKARD CO 2.75%	255,000.00	256,912.50	
INTL LEASE FINANCE 5.75%	850,000.00	888,250.00	
INTL LEASE FINANCE3.875%	445,000.00	435,410.25	
MERRILL LYNCH 6.4%	1,255,000.00	1,420,568.13	
METHANEX CORP 3.25%	350,000.00	359,089.46	
METHANEX CORP 5.25%	55,000.00	61,605.50	
MORGAN STANLEY 5.375%	710,000.00	741,240.00	
MORGAN STANLEY 5.75%	735,000.00	850,027.50	
MOTOROLA INC 6.625%	32,000.00	36,396.00	
MOTOROLA INC 7.5%	270,000.00	347,573.94	
NABORS INDUSTRIES 4.625%	485,000.00	519,513.71	
NABORS INDUSTRIES 5%	370,000.00	417,064.00	
NATIONAL RURAL 4.75%	275,000.00	270,531.25	

		NEWS AMERICA INC 6.15%	865,000.00	1,063,856.40	
		NEWS AMERICA INC 7.25%	393,000.00	467,840.05	
		PEPSICO INC 7.9%	111,000.00	137,628.90	
		PERKINELMER INC 5%	505,000.00	557,419.40	
		PETROBRAS GLOBAL 5.625%	275,000.00	249,672.50	
		PETROBRAS GLOBAL 7.25%	415,000.00	457,039.50	
		PHILLIPS 66 5.875%	285,000.00	343,852.50	
		PSEG POWER 8.625%	1,290,000.00	1,875,544.93	
		REYNOLDS AMERICAN 7.25%	1,485,000.00	1,918,629.50	
		ROCK-TENN CO 4.0%	235,000.00	244,870.00	
		ROWAN COMPANIES 5%	885,000.00	955,888.58	
		RPM INTL INC 6.125%	810,000.00	935,577.29	
		SLM CORP 4.875%	465,000.00	466,162.50	
		SLM CORP 6.125%	345,000.00	334,926.00	
		SLM CORP 6.25%	430,000.00	445,050.00	
		SPRINT CAPITAL 6.875%	440,000.00	429,000.00	
		TELEFONICA EMISION3.992%	380,000.00	394,869.40	
		TELEFONICA EMISION5.462%	20,000.00	22,552.00	
		TELEFONICA EUROP 8.25%	545,000.00	751,555.00	
		TIME WARNER CABLE 4.5%	205,000.00	209,038.50	
		TIME WARNER CABLE 5.5%	210,000.00	243,747.00	
		TIME WARNER CABLE 5.875%	125,000.00	151,512.50	
		TOYOTA MOTOR CREDIT 1.75%	1,145,000.00	1,168,129.00	
		TRANSALTA CORP 4.75%	805,000.00	812,143.57	
		VALERO ENERGY 6.625%	1,450,000.00	1,779,498.00	
		VERIZON COMMUNICATION 2.625%	187,000.00	188,234.20	
		VERIZON COMMUNICATION 5.05%	110,000.00	119,372.00	
		WESTERN UNION CO 2.375%	140,000.00	142,347.91	
		WHIRLPOOL CORP 4.85%	470,000.00	522,969.00	
		WILLIS GRP HLDGS 4.125%	745,000.00	772,338.22	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	44,504,000.00 76 60.5%	51,307,252.42 (5,497,572,096) 63.2%	
社債券 合計				5,497,572,096 (5,497,572,096)	
合計				8,695,694,972 (8,695,694,972)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
（注２）通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注３）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘　柄　数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	国債証券	9	―	―	36.8%	100.0%
	社債券	76	―	―	63.2%	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2　【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額（円）	9,291,911,503
Ⅱ　負債総額（円）	9,677,361
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	9,282,234,142
Ⅳ　発行済口数（口）	11,678,753,022
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.7948

（参考）ルーミス米国投資適格債券マザーファンド

Ⅰ　資産総額（円）	9,272,971,382
Ⅱ　負債総額（円）	15,846,619
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円）	9,257,124,763
Ⅳ　発行済口数（口）	5,168,346,893
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.7911

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年10月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成26年10月末日現在)

①　会社の組織図

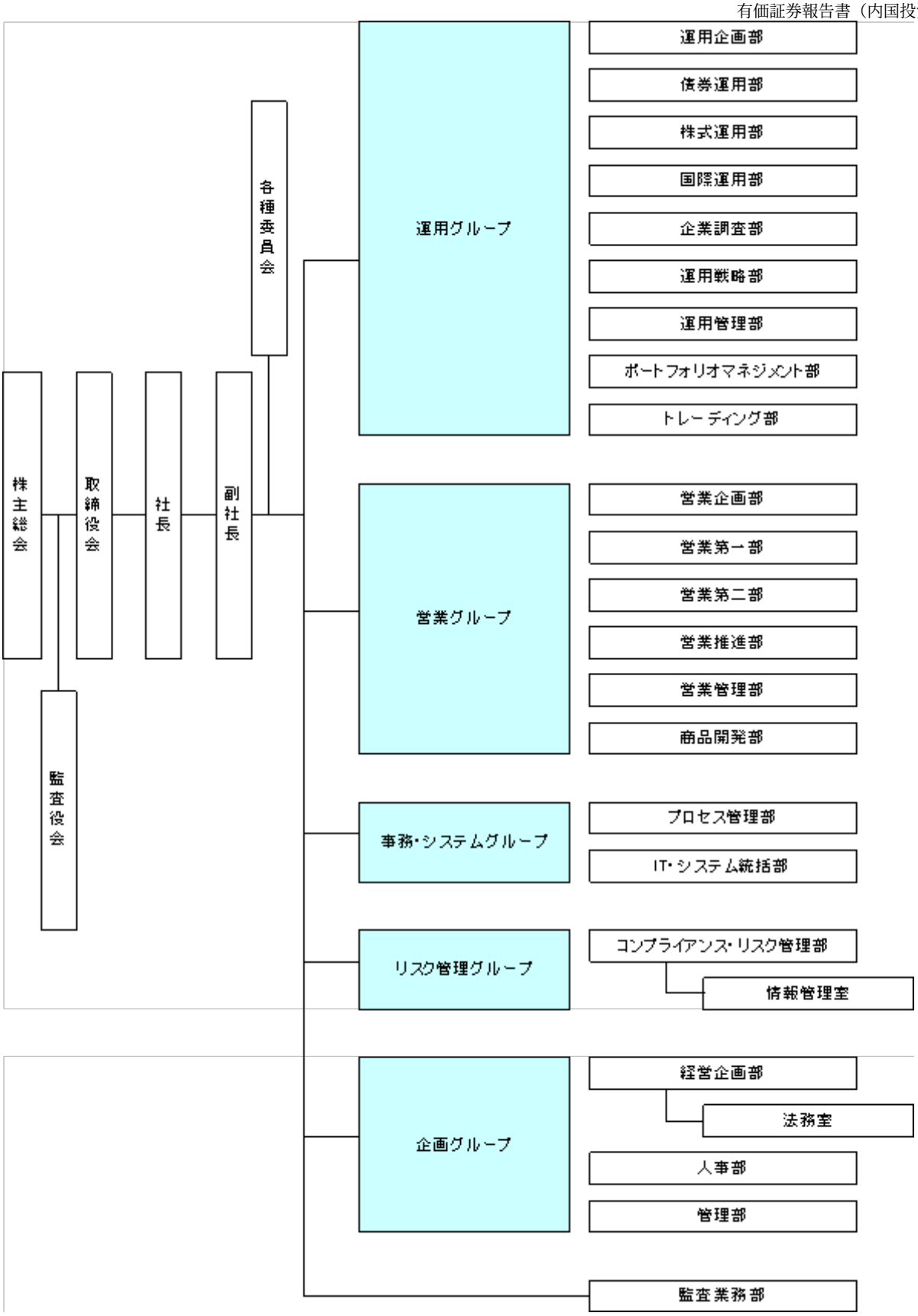

② 運用の基本プロセス

1　運用に関する会議および委員会

a　運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b　運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

２　運用の流れ

ａ　ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

ｂ　ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

ｃ　売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年10月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	336,417,197,497
追加型株式投資信託	238	2,074,062,807,534
追加型金銭信託受益権投資信託	8	5,222,913,634
単位型株式投資信託	9	25,731,103,732
合計	270	2,441,434,022,397

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第51期事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第52期中間会計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 (平成25年３月31日)	当事業年度 (平成26年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,268,024	3,545,563
短期貸付金	16,195,635	16,597,222
前払費用	253,250	183,438
未収入金	1,119,715	-
未収委託者報酬	1,517,926	1,470,180
未収運用受託報酬	709,038	1,321,564
繰延税金資産	168,605	188,902
その他流動資産	165,346	196,162
貸倒引当金	△ 7,816	△ 5,816
流動資産合計	22,389,725	23,497,217
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	167,960	137,028
工具、器具及び備品（純額）	93,706	72,964
リース資産（純額）	3,943	4,898
有形固定資産合計	※１　265,610	※１　214,891
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	133	95
無形固定資産合計	※１　12,880	※１　12,842
投資その他の資産		
投資有価証券	2,708,128	2,826,706
長期差入保証金	514,642	502,361
前払年金費用	263,427	357,258
会員権	17,200	8,400
繰延税金資産	63,011	75,535
その他	15,565	2,618
投資その他の資産合計	3,581,975	3,772,878
固定資産合計	3,860,466	4,000,612
資産合計	26,250,191	27,497,829
負債の部		

流動負債		
預り金	375,742	276,070
リース債務	3,023	3,838
未払金		
未払収益分配金	901	827
未払償還金	28,656	27,355
未払手数料	650,405	651,486
その他未払金	10,777	15,090
未払金合計	690,740	694,760
未払費用	1,146,683	1,677,557
未払法人税等	18,987	429,878
未払消費税等	62,693	88,739
賞与引当金	347,800	305,900
その他流動負債	5,121	5,881
流動負債合計	2,650,793	3,482,625
固定負債		
リース債務	7,296	6,417
役員退職慰労引当金	178,410	149,446
時効後支払損引当金	16,905	13,720
その他固定負債	6,951	3,213
固定負債合計	209,562	172,796
負債合計	2,860,356	3,655,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,515,116	6,988,395
利益剰余金合計	16,648,301	17,121,579
株主資本合計	23,410,376	23,883,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 20,541	△ 41,248
評価・換算差額等合計	△ 20,541	△ 41,248
純資産合計	23,389,835	23,842,406
負債純資産合計	26,250,191	27,497,829

（２）　【損益計算書】

（単位：　　千円）

	前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,739,580	16,375,163
運用受託報酬	2,401,288	3,587,945
営業収益合計	18,140,869	19,963,108
営業費用		
支払手数料	7,426,160	7,780,375
広告宣伝費	149,566	263,900
公告費	152	76
調査費		
調査費	948,113	1,292,601
委託調査費	3,624,517	4,323,525
図書費	7,229	4,666
調査費合計	4,579,861	5,620,793
委託計算費	177,505	178,878
営業雑経費		
通信費	50,112	60,623
印刷費	167,179	174,012
協会費	18,816	18,378
諸会費	2,689	2,523
その他	37,963	574,210
営業雑経費合計	276,761	829,747
営業費用合計	12,610,006	14,673,771
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,073	136,969
給料手当	2,204,883	1,875,653
賞与	333,923	286,984
給料合計	2,679,880	2,299,607
交際費	707	975
旅費交通費	67,470	65,596
租税公課	50,223	50,531
不動産賃借料	421,877	422,294
退職給付費用	165,171	120,603
福利厚生費	409,033	362,963
貸倒引当金繰入	6,943	-
賞与引当金繰入	347,800	305,154
役員退職慰労引当金繰入	39,522	26,354
固定資産減価償却費	51,898	39,685
諸経費	310,561	396,680
一般管理費合計	4,551,091	4,090,447
営業利益	979,771	1,198,889
営業外収益		
受取配当金	1,032	4,071

受取利息	12,757		11,663
有価証券解約益	1,437		303
有価証券償還益	1,387		11
時効到来償還金等	1,576		1,537
雑収入	17,474		9,772
営業外収益合計	35,666		27,360
営業外費用			
有価証券解約損	118,238		140
有価証券償還損	160,957		2,310
ヘッジ会計に係る損失	38		1,832
時効後支払損引当金繰入額	2,481		-
雑損失	2,148		3,398
営業外費用合計	283,864		7,682
経常利益	731,573		1,218,567
特別損失			
投資有価証券売却損	22,844		-
遊休資産売却損	3,932		-
減損損失	-	※１	18,257
ゴルフ会員権評価損	-		8,800
特別損失合計	26,776		27,057
税引前当期純利益	704,796		1,191,509
法人税、住民税及び事業税	193,759		506,024
法人税等調整額	42,020		△21,353
法人税等合計	235,779		484,671
当期純利益	469,017		706,838

（３）　【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本					
	利益剰余金					株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	

当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,365,928	16,499,113	23,261,188
当期変動額							
剰余金の配当					△319,829	△319,829	△319,829
当期純利益					469,017	469,017	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					149,188	149,188	149,188
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△159,879	△159,879	23,101,308
当期変動額			
剰余金の配当			△319,829
当期純利益			469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	139,338	139,338	139,338
当期変動額合計	139,338	139,338	288,526
当期末残高	△20,541	△20,541	23,389,835

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376
当期変動額							
剰余金の配当					△233,559	△233,559	△233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							

当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,541	△20,541	23,389,835
当期変動額			
剰余金の配当			△233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,707	△20,707	△20,707
当期変動額合計	△20,707	△20,707	452,571
当期末残高	△41,248	△41,248	23,842,406

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法
（１）ヘッジ会計の方法
時価ヘッジによっております。
（２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…株価指数先物取引
ヘッジ対象…有価証券
（３）ヘッジ方針
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
（４）ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年３月31日)	当事業年度 (平成26年３月31日)
※１　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	※１　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物　165,761千円	建物　160,134千円
工具、器具及び備品　346,701千円	工具、器具及び備品　341,459千円
リース資産　21,452千円	リース資産　23,744千円
ソフトウェア　670千円	その他無形固定資産　451千円
その他無形固定資産　712千円	

(損益計算書関係)
※１　減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	15,455
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年３月31日時点の帳簿価額を減損損失（18,257千円）として特別損失に計上しました。

(株主資本等変動計算書関係)
前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項
(1) 配当金支払額
平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項
１）配当金の総額　319,829,280円
２）１株当たり配当額　304円

３）基準日　平成24年３月31日
４）効力発生日　平成24年６月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　233,559,540円
２）配当の原資　利益剰余金
３）１株当たり配当額　222円
４）基準日　平成25年３月31日
５）効力発生日　平成25年６月13日

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年６月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　233,559,540円
２）１株当たり配当額　222円
３）基準日　平成25年３月31日
４）効力発生日　平成25年６月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年６月11日の第51回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　352,443,450円
２）配当の原資　利益剰余金
３）１株当たり配当額　335円
４）基準日　平成26年３月31日
５）効力発生日　平成26年６月12日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の

信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成25年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
（２）短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
（３）未収入金	1,119,715	1,119,715	-
（４）未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
（５）未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
（６）投資有価証券			
その他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
（７）長期差入保証金	514,642	514,559	△83
資産計	24,966,590	24,966,507	△83
（１）未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引（※１）			
① ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

当事業年度（平成26年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
（２）短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
（３）未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
（４）未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
（５）投資有価証券			
その他有価証券	2,760,186	2,760,186	-

（６）長期差入保証金	502,361	501,871	△489
資産計	26,197,078	26,196,589	△489
（１）未払手数料	651,486	651,486	-
負債計	651,486	651,486	-
デリバティブ取引（※１） ① ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）短期貸付金、（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（６）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成25年３月31日）	当事業年度 （平成26年３月31日）
非上場株式	66,520	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

当事業年度（平成26年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

(有価証券関係)

１　その他有価証券

前事業年度(平成25年３月31日)

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
小計	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
合計	2,641,608	2,673,524	△ 31,915

当事業年度(平成26年３月31日)

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
小計	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
合計	2,760,186	2,824,276	△ 64,089

２　当事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
①　株式	161,410	-	△ 21,884
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	△ 21,884

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
該当するものはありません。

３　当事業年度中に解約・償還したその他有価証券
前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	3,040,519	2,825	△ 279,196
合計	3,040,519	2,825	△ 279,196

当事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
①　株式	-	-	-
②　債券	-	-	-
③　証券投資信託	164,391	314	△ 2,451
合計	164,391	314	△ 2,451

(デリバティブ取引関係)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものはありません。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連
前事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 79,849 272,890	 - -	 △6,951 15,565
合計			352,739	-	8,614

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）

ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 106,344 252,129	 - -	 2,534 △3,129
合計			358,473	-	△595

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)
前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)
１　採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２　退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成25年３月31日）
（１）退職給付債務（千円）	805,634
（２）年金資産（千円）	1,069,061
（３）退職給付引当金（千円）	―
（４）前払年金費用（千円）	263,427

(注１)　当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３　退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
（１）勤務費用（千円）	165,171　(注１)
（２）退職給付費用（千円）	165,171

(注１)　確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)
１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。
当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度
（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	△263,427千円
退職給付費用	49,885
退職給付の支払額	△4,008
制度への拠出額	△139,708
退職給付引当金の期末残高	△357,258

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	843,869千円

年金資産	△1,201,127
貸借対照表に計上された前払年金費用	△357,258

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　49,885千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,406千円であります。

(税効果会計関係)

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年３月31日)	当事業年度 (平成26年３月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	63,338千円	89,477千円
賞与引当金損金算入限度超過額	132,198千円	109,022千円
社会保険料損金不算入額	18,577千円	15,513千円
役員退職慰労引当金	67,813千円	53,262千円
未払事業税	6,439千円	32,931千円
その他有価証券評価差額金	11,374千円	22,841千円
その他	40,726千円	85,682千円
繰延税金資産小計	357,956千円	426,218千円
評価性引当額	△32,453千円	△34,454千円
繰延税金資産合計	325,502千円	391,764千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△93,885千円	△127,327千円
繰延税金負債合計	△93,885千円	△127,327千円
繰延税金資産の純額	231,617千円	264,437千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年３月31日)	当事業年度 (平成26年３月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
（調整）		
評価性引当額	△4.86%	0.17%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%	0.48%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.02%	△0.01%
住民税等均等割	0.54%	0.32%

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.56%
その他	△0.49%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.45%	40.68%

３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課税されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18,630千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)及び当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)及び当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

(注) １．株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年７月１日付で株式会社みずほ銀行を吸収合併し、株式会社みずほ銀行に商号変更しております。また、株式会社みずほ銀行との取引金額には、平成25年４月１日から平成25年６月30日までの期間の合併前の株式会社みずほ銀行との取引金額を含めております。
２．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
３．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
１株当たり純資産額　22,232.20円	１株当たり純資産額　22,662.37円
１株当たり当期純利益金額　445.80円	１株当たり当期純利益金額　671.85円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益　469,017千円	損益計算書上の当期純利益　706,838千円
普通株式に係る当期純利益　469,017千円	普通株式に係る当期純利益　706,838千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数　1,052,070株	普通株式の期中平均株式数　1,052,070株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

（単位：　千円）

	第52期中間会計期間 (平成26年９月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	19,533,066
未収委託者報酬	1,686,580
未収運用受託報酬	1,865,333
繰延税金資産	197,238
その他	274,395
貸倒引当金	△ 1,065
流動資産合計	23,555,548
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	155,053
工具、器具及び備品（純額）	77,017
リース資産（純額）	2,986
有形固定資産合計	※1 235,056
無形固定資産	12,827
投資その他の資産	
投資有価証券	3,030,128
その他	790,237
投資その他の資産合計	3,820,365
固定資産合計	4,068,249
資産合計	27,623,797
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,602
未払金	900,438
未払費用	1,615,916
未払法人税等	232,726
賞与引当金	306,200
その他	331,569
流動負債合計	3,389,452
固定負債	
リース債務	3,424
繰延税金負債	21,849
役員退職慰労引当金	107,871
時効後支払損引当金	7,344
その他	7,093
固定負債合計	147,581
負債合計	3,537,033
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	

資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	7,184,439
利益剰余金合計	17,317,624
株主資本合計	24,079,699
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	7,063
評価・換算差額等合計	7,063
純資産合計	24,086,763
負債純資産合計	27,623,797

(5) 中間損益計算書

（単位：　千円）

	第52期中間会計期間 (自 平成26年４月１日 至 平成26年９月30日)	
営業収益		
委託者報酬		8,602,664
運用受託報酬		2,019,713
営業収益合計		10,622,378
営業費用及び一般管理費	※1	9,712,296
営業利益		910,082
営業外収益		
受取配当金		4,669
受取利息		3,580
有価証券解約益		121
時効到来償還金等		16,953
雑収入		47,348
営業外収益合計		72,673
営業外費用		
雑損失		36,831
営業外費用合計		36,831
経常利益		945,924
特別利益		
投資有価証券売却益		10,500
特別利益合計		10,500
特別損失		
事業再構築費用	※2	125,173
特別損失合計		125,173
税引前中間純利益		831,250

法人税、住民税及び事業税	220,468
法人税等調整額	62,294
法人税等合計	282,763
中間純利益	548,487

(6) 中間株主資本等変動計算書

第52期中間会計期間(自　平成26年４月１日至　平成26年９月30日)

（単位：　　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当中間期変動額							
剰余金の配当					△352,443	△352,443	△352,443
中間純利益					548,487	548,487	548,487
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計					196,044	196,044	196,044
当中間期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,184,439	17,317,624	24,079,699

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41,248	△41,248	23,842,406
当中間期変動額			
剰余金の配当			△352,443
中間純利益			548,487
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	48,312	48,312	48,312
当中間期変動額合計	48,312	48,312	244,356
当中間期末残高	7,063	7,063	24,086,763

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

（３）ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第52期中間会計期間 (平成26年９月30日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額	518,045千円

（中間損益計算書関係）

	第52期中間会計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日）
※１　減価償却実施額	有形固定資産　14,391千円 無形固定資産　15千円
※２　事業再構築費用	事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用

（中間株主資本等変動計算書関係）

第52期中間会計期間（自　平成26年４月１日至　平成26年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２　配当に関する事項

(1)　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月11日 定時株主総会	普通株式	352,443千円	335円	平成26年３月31日	平成26年６月12日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第52期中間会計期間(平成26年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：　千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	19,533,066	19,533,066	-
（２）未収委託者報酬	1,686,580	1,686,580	-
（３）未収運用受託報酬	1,865,333	1,865,333	-
（４）投資有価証券			
その他有価証券	2,969,408	2,969,408	-
資産計	26,054,388	26,054,388	-
デリバティブ取引（※１）			
①　ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,887)	(3,887)	-

②　ヘッジ会計が適用されているもの	4,143	4,143	-
デリバティブ取引計	256	256	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬及び（３）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第52期中間会計期間（平成26年９月30日）

１　その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①証券投資信託	575,185	518,416	56,768
小計	575,185	518,416	56,768
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①証券投資信託	2,394,222	2,440,015	△45,793
小計	2,394,222	2,440,015	△45,793
合計	2,969,408	2,958,432	10,975

（デリバティブ取引関係）

第52期中間会計期間（平成26年９月30日）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	株価指数先物取引　売建	168,558	-	△3,887	△3,887
合計		168,558	-	△3,887	△3,887

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第52期中間会計期間（自　平成26年４月１日至　平成26年９月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第52期中間会計期間（自　平成26年４月１日至　平成26年９月30日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３　主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家Ａ	1,151,145	投資運用業

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第52期中間会計期間 (平成26年９月30日)	
１株当たり純資産額	22,894.63円

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第52期中間会計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日)	
１株当たり中間純利益金額	521.34円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	548,487
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	548,487
普通株式の期中平均株式数（株）	1,052,070

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
(1) 受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	飯塚中川証券株式会社	100	
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
	株式会社証券ジャパン	3,000	
	上光証券株式会社	500	
	日産センチュリー証券株式会社	1,500	
	二浪証券株式会社*1	100	
	マネックス証券株式会社	12,200	
	楽天証券株式会社	7,495	
	第一勧業信用組合*2	11,458	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
(3) 投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー	78,728千米ドル※	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

（注）資本金の額：平成26年３月末日現在　　※ 平成26年６月末日現在

＊1 二浪証券株式会社は新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。

＊2 第一勧業信用組合の資本金の額の欄には出資の額を記載しております。

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするルーミス米国投資適格債券マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

３【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成27年１月20日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３　【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成26年７月３日	**臨時報告書**
平成26年７月18日	**有価証券報告書**
平成26年７月18日	**有価証券届出書**
平成26年10月６日	**臨時報告書**

独立監査人の監査報告書

平成２６年６月１１日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見　睦生　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第５１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２６年１１月２８日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　市瀬　俊司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　福村　　寛　　印

　当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型]の平成２６年４月２２日から平成２６年１０月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型]の平成２６年１０月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２６年１２月５日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　江見　睦生　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　福村　　寛　印

　当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５２期事業年度の中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２６年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。